

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第29号

隣人が「園児の声がうるさい」と裁判所に訴えを提起した事例

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

Preface

1. はじめに

先日、最高裁が、上記タイトルの訴えにつき、一審・控訴審で敗訴した隣人住民の上告を棄却し、隣人住民の敗訴が確定したとの報道がありました。

隣人住民からの「園児の声がうるさい」との苦情は、施設でも対応に苦慮する苦情のひとつです。苦情への対応にあたり、裁判所がこの問題をどのように考えているのかを知っておくことは大変重要であることから、報道がありました事例の一審の判決（東京地方裁判所 令和2年6月18日判決）を紹介します。

Incident

2. 事案

本件は、ある保育園の隣の住民（以下「原告」といいます。）が、保育園を運営する法人に対し、保育園からの騒音（主に、園児らの園庭利用によるもの）によって平穏に生活を送る権利が侵害されているとして、人格権に基づき、①日中につき、両土地の境界線上において45デシベルを超える騒音の差し止めと、②損害金の支払いを求めた、という事案です。

Court judgment

3. 裁判所の判断

（1）違法かどうかの判断基準

裁判所は、施設の設置・運営に伴う騒音の被害が、違法になるかどうかは、諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきであるとしました。

そして、受忍限度を検討するに当たっては、I)環境確保条例のような公法上の規制や環境基準のような行政上の政策目標ないし指針を参考にすべき、II)本件の騒音が原告に及ぼす影響が問題になるのであるから、本件境界上での騒音レベルよりも原告建物内の騒音レベルを重視すべきとしました。



Court judgment

3. 裁判所の判断

(2) 本件について

裁判所は、①原告らの測定データによると、本件保育園開設後2年程度の間は70デシベル程度以上の騒音レベルが測定されることが散見されたが、その後、測定される数値は減少傾向となり、平成25年以降は、一定の騒音レベルとなることはあっても、その騒音レベルは、検証等によれば、窓を閉塞することによりその部屋の中央付近において45デシベル程度になること、②本件保育園は、当初の対応には問題があったものの、近隣住民からの苦情を踏まえ、園庭の使用方法を含めた種々の取組をしたこと、③原告らの測定データで一定の騒音レベルとみられる騒音が生じていたのは、本件園庭使用時のさらに一部であること、④現在は騒音レベルが抑制されており、原告らにおいても、現状が継続するのであれば、本件保育園からの騒音が受忍限度を超えるものではないと認識していることなどを考慮し、本件保育園から生じる騒音については、本件保育園の開設以降、一般社会生活上受忍すべき程度を超えているものと認めることはできない、と判断しました。



S ummary

4. まとめ

本号では、裁判所が、施設の設置・運営に伴う騒音の被害が違法になるかどうかの判断をどのような枠組みで行うのかについて取り上げました。

裁判所は、騒音に関する基準を参考にしつつも、騒音そのものだけでなく、施設の公共性・公益性、それまでの隣人住民への対応状況など様々な事情を考慮して受忍限度を超えるものか否かを判断しています。保育園が公共性・公益性ある施設であるからどんな音を出しても受忍限度を超えないという判断はしていません。

したがって、①隣人住民の建物内での騒音レベルが基準を大幅に上回っていた、②住民から苦情の申入れがあったが、施設が、一切聞く耳を持たなかった、取り得る改善策を講じなかったといった不誠実な対応をしていた、といった事情がある場合、裁判所は今回と異なる判断をすることもあり得るということになります。ご注意ください。

なお、今回紹介した本事例の判決文については、最高裁判所のHPの「裁判例情報」をクリックし、検索条件指定画面の「統合検索」から事件番号欄に「平成24（ワ）24852」と入力して検索ボタンをクリックすれば、全文を読むことができます。

